

別紙

諮問第1684号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月校長連絡会（支援センター別連絡会）次第の『4 支援センターからの連絡』の（1）時間講師等の業績評価及び定例選考について（資料なし）とあるが、この内容（業績評価の内容と仕方と選考の合格不合格との関係・選考のやり方を書いた実施要項）を説明した文書一式（どのように評価しているのか、どのように選考しているのか）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年10月20日付けで行った開示決定及び不存在を理由とする本件非開示決定のうち、本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求の趣旨を、「『時間講師等の業績評価及び定例選考について』に係る選考のやり方を示す実施要項及び業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書一式」の開示を求めたものであると解し、その上で、選考のやり方を示す実施要項については、対象公文書として「令和4年度採用 東京都公立学校時間講師採用候補者選考（定例選考）実施要項」を特定し、開示決定を行った。また、業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書である「業績評価内容及び選考の合否決定方法に関する文書一式」については作成していないとして不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月17日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月20日に実施機関から理由説明書を収受し、令和6年1月25日（第244回第一部会）から同年2月20日（第245回第一部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 校長連絡会について

校長連絡会は、東京都教育庁が都立学校の校長に対して、庁内関係部署の連絡事項を伝える目的で開催している連絡会であり、案件があれば毎月（8月を除く。）開催され、都立学校の全校長が一堂に会する全体会と、都内6か所に設置されている学校経営支援センター及び同センター支所ごとに開催する支援センター別連絡会がある。

実施機関によると、審査請求人が開示請求書に記載した「〇年〇月校長連絡会（支援センター別連絡会）次第 『4 支援センターからの連絡（1）時間講師等の業績評価及び定例選考について（資料なし）』」の説明では、従来は紙で行っていた業績評価・推薦書（以下「業績評価書」という。）の提出について、今後はシステムを使った提出となる旨の連絡を口頭で行ったものであり、また、次第に記載のとおり資料は準備されなかったとのことである。

イ 東京都公立学校時間講師採用候補者選考について

東京都教育委員会は、東京都公立学校の各学校において、正規教員以外に時間講師で対応する授業時間数が生じた際に、時間講師を採用し、各授業を担当させている。時間講師として採用する候補者を名簿登載するために、実施機関は、東京都公立学校時間講師採用候補者選考実施要綱（令和元年10月10日付31教人職第1199号。以下「実施要綱」という。）に基づく選考（以下「当該選考」という。）を実施する。

(ア) 業績評価書について

都立学校等に勤務する日勤講師、時間講師及び特別専門講師の業績評価及び推薦に関する要綱（令和2年4月1日付31教人職第3083号）において、都立学校等において勤務する時間講師の評定及び推薦は、特別の指定があった場合を除き、被評定者の所属長（以下「校長」という。）が、同要綱第3に定める業績評価書により行うと規定している。校長は、業績評価書を東京都教育庁人事部長に提出する。

(イ) 実施機関での選考について

実施要綱6では、当該選考において、受験申込書等の提出された書類等を総合的に勘案して選考すること、現職者（毎年11月1日時点で東京都公立学校時間講師として任用されている者をいう。以下同じ。）については、提出書類及びこれまでの勤務実績等を総合的に勘案して選考することを規定しており、実施機関は現職者からの申込みに対しては、提出書類に加え、業績評価書等により、これまでの勤務実績等を総合的に勘案して選考する。

ウ 本件非開示決定について

本件開示請求に対し、実施機関は、「〇年〇月校長連絡会（支援センター別連絡会）次第の『4 支援センターからの連絡』の（1）時間講師等の業績評価及び定例選考について（資料なし）」の説明内容に係る公文書は存在しないと整理した上で、開示請求書において、「（業績評価の）内容」「（選考の）合格不合格」「関係」の部分に下線が引いてあったことから、この部分が請求の本旨であると考え、開示請求の趣旨は、『「時間講師等の業績評価及び定例選考について』に係る選考のやり方を示す実施要項及び業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書一式』の開示を求めたものであると解したとのことである。その上で、実施機関は、選考のやり方を示す実施要項については、「令和4年度採用 東京都公立学校時間講師採用候補者選考（定例選考）実施要項」の開示決定を行うとともに、業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書である「業績評価内容及び選考の合否決定方法に関する文書一式」については作成していないとして不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

本件非開示決定に対し、審査請求人は審査請求書において、「文書も作らずに、業績評価や選考の合否決定を行うとは、納得できない。」と主張している。

そこで、審査会は、本件非開示決定の妥当性について審議するものとする。

エ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、当該選考は受験申込内容、勤務実績等を総合的に勘案して選考し、合否決定を行うものであるから、実施機関においては業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書に該当する文書は存在しない旨説明する。

当該選考の合否決定の手順について、審査会が事務局職員をして実施機関に更に確認させたところ、前記イ（ア）で校長が提出する業績評価書に加え、時間講師以外の職での勤務実績等、業績評価以外の要素も勘案した上で選考していることが確認された。

以上のことを踏まえると、本件開示請求の文言から、その趣旨を「業績評価各項目と選考の合否基準の関係を定めた文書一式」の開示を求めるものと理解した上で、業績評価のみで合否が決定されるという関係にはないことから当該文書は存在しないと判断したとする実施機関の説明は不合理とは言えず、不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

なお、実施機関は、審査請求人が行った、本件開示請求と同趣旨の開示請求に対し、時間講師実績評価・推薦書（様式）外6件を対象公文書として特定し、開示及び一部開示決定を行ったとのことである。このことについて、実施機関は、本件非開示決定後の対応の中で、審査請求人が時間講師等の業績評価の内容・方法及び選考の合否決定の内容・方法に係る文書を求めていたことが把握できたため、新たな開示請求として対応したと説明する。

審査会としては、上記の対応のように、今後は開示請求の趣旨を丁寧に確認した上で決定を行うことを求めるものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環